

職員の懲戒処分について

このことに関しまして、下記のとおり、地方公務員法及び周南市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づき、職員を懲戒処分しましたのでお知らせいたします。

記

1 処分の概要等

(事案1)

当該職員	文化スポーツ観光部職員 50代 女性
処分発令日	令和8年4月30日
処分内容	戒告
処分理由	・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第3号)
概要	当該職員は、令和7年10月7日15時45分頃、周南市内において、東方面から西方面へ自動車で行中、赤信号にもかかわらずそのことに気づかず交差点に進入し、青信号で北方面から南方面に進入した軽自動車と接触したものである。相手方は、全治3週間程度の診断を受けた。 この事故に対して、周南市簡易裁判所から過失運転致傷により、罰金50万円の略式命令を受けた。また、行政処分として令和7年12月25日から30日間の運転免許の停止処分も受けた。

(事案2)

当該職員	文化スポーツ観光部職員 40代 男性
処分発令日	令和8年4月30日
処分内容	戒告
処分理由	・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)
概要	当該職員は、令和7年9月1日～令和8年1月26日の間で計43日、時間にして10時間35分の無断早退をした。

(口頭嚴重注意)

事案2に関して、同日付けで管理監督者に対して、職員の規律・規範意識の向上を徹底するよう嚴重注意しました。

2 市長コメント

このたび、本市職員が、市民の皆さまの市政に対する信頼を著しく失墜させる不祥事を発生させたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起きないように、より一層職員の服務規律の確保、法令遵守の徹底を図り、市民の皆さまからの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

担当部署

周南市総務部人事課 人事研修担当

TEL 0834-22-8253